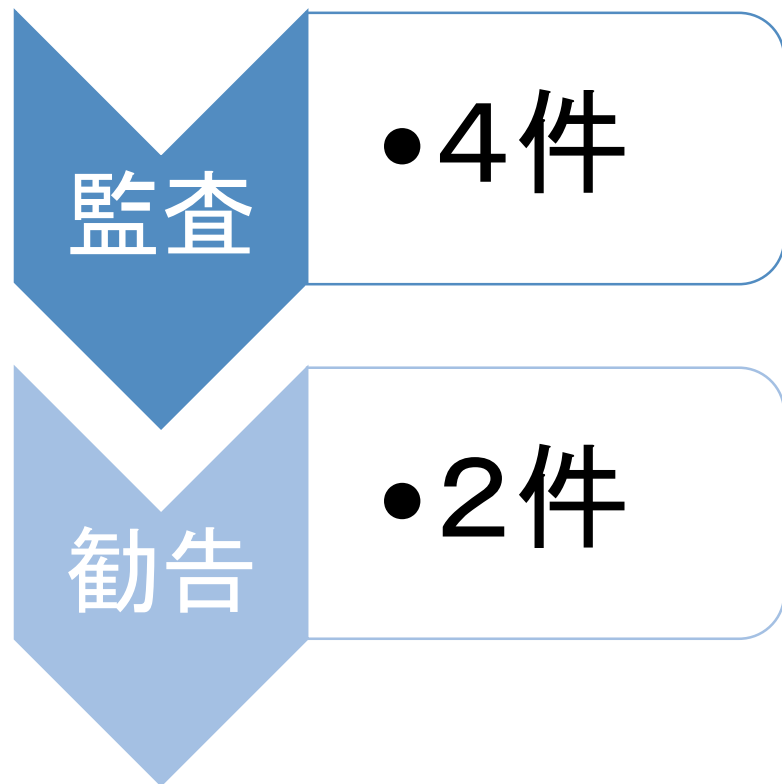


資料3

令和2年度 監査等の実施状況について

1 令和2年度 監査実施状況



不適正運営に関する情報提供や、実地指導において事業運営に疑義が生じたなどにより、令和2年度は監査を4件実施しました。そのうち2件は、監査の結果、不適正な運営が認められたため、改善のために必要な措置を講ずるよう勧告を行いました。

2 令和2年度 主な監査事例

監査事項	不適切な事業運営
サービス種別	居住系
概要	グループホームの利用者の一人を、別の障害福祉サービス事業所(日中活動系)に住ませ、グループホームのサービスを提供(食事提供)したとして給付費の請求をおこなっていた。(緊急避難的な特段の事情があったため、勧告に留める)

<p>監査事項</p>	<p>①利用者支援及び支援記録等 ②職員の労務管理等 ③利用者実費徴収金の精算 ④共同生活援助サービス費</p>
<p>サービス種別</p>	<p>居住系</p>
<p>概要</p>	<p>①入居者の一部について、日常生活の自立度が高いとの理由で、事実上ほとんどサービスを提供していなかった。 ②職員の出退勤について、法人就業規則に則り行われていなかった。また、管理者による確認もされていなかった。さらに、職員(世話人)が日々どのような業務をしたかが確認できる業務日誌等についても確認できなかった。 ③運営規程及び重要事項説明書、利用契約書に記載のある利用者実費徴収金について、前納制のため翌月精算し、残金が生じたときは利用者に返還、不足分が生じたときは追加徴収を行う旨の記載がされているが、精算されていなかった。 ④日中に共同生活住居敷地内で畑作業等を世話人と行い、夜は自宅に帰るといった利用者について、共同生活援助のサービスを提供したとして給付費の請求を行っていた。</p>

監査事項	福祉・介護職員処遇改善加算
サービス種別	訪問系、居住系
概要	<p>福祉・介護職員処遇改善加算実績報告書について、市が定める報告期限までに提出されなかったため本市において催告を行ったが、本実地指導及び監査の結果、処遇改善が未実施であったことを確認した。</p> <p>※当該加算については算定要件で実績報告を行うこととしており、指定権者が実績報告の提出を求める等の指導を行っているにも関わらず、実績報告の提出を行わない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。</p>